

# 構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成15年10月10日

内閣総理大臣 殿

神奈川県知事 松沢 成文

川崎市市長 阿部 孝夫

平成15年5月23日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

## 記

### 1. 変更事項

- 4 構造改革特別区域の特性
  - 5 構造改革特別区域計画の意義
  - 6 構造改革特別区域計画の目標
  - 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 別紙追加103及び1128

### 2. 変更事項の内容

別紙「新旧対照表」のとおり

構造改革特別区域計画（国際環境特区）の新旧対照表

変更事項	変更事項の内容			
	頁数	新	頁数	旧
4 構造改革特区の特性	2	このように、川崎臨海部は、これまでに蓄積されて来たものづくり技術の集積を背景として、環境を始め、ロボット、 <u>石油化学</u> 、IT、ナノテクノロジー等の先端的研究開発を中心とした新産業創出の萌芽が出始めている地域となっている。	2	このように、川崎臨海部は、これまでに蓄積されて来たものづくり技術の集積を背景として、環境を始め、ロボット、IT、ナノテクノロジー等の先端的研究開発を中心とした新産業創出の萌芽が出始めている地域となっている。
5 構造改革特別区域計画の意義	2	「国際環境特区」計画では、川崎臨海部で培われたものづくりの技術と、公害・環境破壊という社会問題を克服した川崎臨海部に立地する企業の優れて多様な「環境技術」、さらには、「ロボット」・ <u>「石油化学」</u> ・「IT」・「ナノテクノロジー」等の最先端技術を中心とした「先端的研究開発拠点の形成」と、既存産業の高度化も含めた、国際的にも通用する「新産業の創出」を目指している。	2	「国際環境特区」計画では、川崎臨海部で培われたものづくりの技術と、公害・環境破壊という社会問題を克服した川崎臨海部に立地する企業の優れて多様な「環境技術」、さらには、「ロボット」・「IT」・「ナノテクノロジー」等の最先端技術を中心とした「先端的研究開発拠点の形成」と、既存産業の高度化も含めた、国際的にも通用する「新産業の創出」を目指している。
	3	本特別区においては、当面、「環境」、 <u>「ロボット」</u> 及び <u>「石油化学」</u> を対象として、優れた研究者等のより一層の集積を図るために必要となる法規制の緩和を要望するものであるが、こうした「研究開発拠点の形成」と「新産業の創出」の実現が規制の特例により加速されることにより、川崎臨海部の再生に貢献するとともに、本県あるいは日本経済全体の構造改革や活性化に貢献していくものと考えている。	3	本特別区においては、当面、「環境」及び「ロボット」を対象として、優れた研究者等のより一層の集積を図るために必要となる法規制の緩和を要望するものであるが、こうした「研究開発拠点の形成」と「新産業の創出」の実現が規制の特例により加速されることにより、川崎臨海部の再生に貢献するとともに、本県あるいは日本経済全体の構造改革や活性化に貢献していくものと考えている。
6 構造改革特別区域計画の目標	3	国際環境特区計画では、環境を始め、ロボット、 <u>石油化学</u> 、IT、ナノテクを中心とした先端分野について、優れた外国人研究者の受入れ促進や、 <u>ロボットの歩行実験のための道路使用の容認</u> 、 <u>試験研究施設の変更工事手続きの簡素化</u> などを活用しながら「先端的研究開発拠点の形成」を進める	3	国際環境特区計画では、環境を始め、ロボット、IT、ナノテクを中心とした先端分野について、優れた外国人研究者の受入れ促進などを活用しながら「先端的研究開発拠点の形成」を進める

変更事項	変更事項の内容			
	頁数	新	頁数	旧
6 構造改革特別区域計画の目標	3	<p>また、本特別区内には、レスキューを切り口とした「NPO 法人国際レスキューシステム研究機構川崎ラボラトリ」など、ロボット関連の研究機関も新たに立地してきているが、同NPO 法人ではすでに韓国からの研究者を受け入れており、神奈川県が進めている「国際レスキューコンプレックス計画（IRC 計画）」と連携しながら、今回の特例措置を活用した外国人研究者の受入れの拡大も計画されているところであり、また、<u>ロボットの歩行実験のための道路使用の容認に関する特例措置を活用したレスキュー関連ロボットの検証実験を計画している。</u></p> <p><u>一方、本特別区には、石油化学工業の研究開発機関の集積があり、石油化学に関する研究開発などの取組みも活発化しており、今回の試験研究設備に関する特例措置を活用した研究開発の進展が期待される。</u></p> <p>国際環境特区に関する「研究開発拠点の形成」については、国際的な研究者の受入れが具体化している、これらの「環境」と「ロボット」に関する研究機関を当面の受入れ対象機関として、<u>外国人研究者の受入れ促進を図っていくとともに、ロボットの歩行実験のための道路使用の容認による研究開発の進展を図るとともに、「石油化学」に関する試験研究施設の変更工事手続きの緩和による研究開発スピードの加速を図ることにより、研究開発拠点の形成を図っていくこととしたい。</u></p>	3	<p>また、本特別区内には、レスキューを切り口とした「NPO 法人国際レスキューシステム研究機構川崎ラボラトリ」など、ロボット関連の研究機関も新たに立地してきているが、同NPO 法人ではすでに韓国からの研究者を受け入れており、神奈川県が進めている「国際レスキューコンプレックス計画（IRC 計画）」と連携しながら、今回の特例措置を活用した外国人研究者の受入れの拡大も計画されているところである。</p> <p>国際環境特区に関する「研究開発拠点の形成」については、国際的な研究者の受入れが具体化している、これらの「環境」と「ロボット」に関する研究機関を当面の受入れ対象機関として、研究開発拠点の形成を図っていくこととしたい。</p>

変更事項	変更事項の内容			
	頁数	新	頁数	旧
6 構造改革特別区域計画の目標	4	<p>一方、ロボット分野については、神奈川県が「国際レスキューコンプレックス計画（IRC計画）」を進めることとしており、レスキュー現場や平常時の日常生活などでの実用性を重視したロボット等の研究開発を、今回の特例措置により、より一層促進し、世界に対する技術的な情報発信・支援機関（「世界の救助センター」）の形成を目指すとともに、研究開発活動を企業のビジネスチャンスに結び付ける「逆見本市（製品等の調達条件を提示する商談会）」などの様々な関連事業を展開することにより、広くロボット関連産業の集積や活性化を促進し、先端的で求心力のある研究開発を核とした複合拠点（コンプレックス）の形成を目指すこととしている。</p> <p><u>また、石油化学分野についても、研究開発の促進による新産業創出が期待される。</u></p>	4	<p>一方、ロボット分野については、神奈川県が「国際レスキューコンプレックス計画（IRC計画）」を進めることとしており、レスキュー現場や平常時の日常生活などでの実用性を重視したロボット等の研究開発を、今回の特例措置により、より一層促進し、世界に対する技術的な情報発信・支援機関（「世界の救助センター」）の形成を目指すとともに、研究開発活動を企業のビジネスチャンスに結び付ける「逆見本市（製品等の調達条件を提示する商談会）」などの様々な関連事業を展開することにより、広くロボット関連産業の集積や活性化を促進し、先端的で求心力のある研究開発を核とした複合拠点（コンプレックス）の形成を目指すこととしている。</p>
	4	<p>これらの環境、ロボット、石油化学に関する研究開発拠点の形成と新産業創出の取組みを中心としながら、将来的には、ITやナノテクノロジー、さらにはエネルギー関連分野も含め、大学や国などの研究施設の誘致、川崎臨海部に立地する民間研究機関との連携などを積極的に進めていくことにより、高度な技術や産業の発信の場として新産業の創出並びに国際貢献を果たしていきたいと考えている。</p>	4	<p>これらの環境とロボットに関する研究開発拠点の形成と新産業創出の取組みを中心としながら、将来的には、ITやナノテクノロジー、さらにはエネルギー関連分野も含め、大学や国などの研究施設の誘致、川崎臨海部に立地する民間研究機関との連携などを積極的に進めていくことにより、高度な技術や産業の発信の場として新産業の創出並びに国際貢献を果たしていきたいと考えている。</p>

変更事項	変更事項の内容			
	頁数	新	頁数	旧
7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果	5	<p>今後は、各分野における専門的知識を有する外国人研究者を初年度に10名程度招へいし、1年後に効果測定を行い、その結果を踏まえ、次年度以降も、研究開発の進捗に合わせて順次10名程度を招へいする予定である。</p> <p><u>ロボットの歩行実験のための道路使用の容認に係る特例措置が適用されれば、実道を用いたロボットの走破性・遠隔操作性等の検証を行うことができ、より実用的なロボットの研究開発の促進につながる。</u></p> <p><u>また、現在ある石油化学コンビナート事業所において、工業保安に関する特例適用が開始されれば、通常の変更手続きで事前説明、申請、受理等に要する1回あたり1.5ヶ月程度の期間が不要となり試験研究が加速化される。事業者は許可取得に要する負担が軽減されるとともに、実験設備の変更が容易になることから様々な実験方法を試みることができ研究開発の促進につながる。</u></p> <p><u>特例措置等による研究開発条件の整備による研究開発拠点等関連企業の集積立地も期待され、本事業による地域経済への波及効果は大きいと考えられる。</u></p>	4	<p>今後は、各分野における専門的知識を有する外国人研究者を初年度に10名程度招へいし、1年後に効果測定を行い、その結果を踏まえ、次年度以降も、研究開発の進捗に合わせて順次10名程度を招へいする予定である。</p>
8 特定事業の名称	6	<p><u>103 ロボット公道実験円滑化事業</u></p> <p>501、502、503 外国人研究者受入れ促進事業</p> <p>504 特定事業者に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業</p> <p><u>1128 石油化学コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業</u></p>	5	<p>501、502、503 外国人研究者受入れ促進事業</p> <p>504 特定事業者に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業</p>

変更事項	変更事項の内容			
	頁数	新	頁数	旧
別紙追加103	1 ~ 2	<p><u>1 特定事業の名称</u> <u>103 ロボット公道実験円滑化事業</u></p> <p><u>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</u> <u>特別区域内のレスキューロボット等や災害時に活用可能な情報関連機器等のレスキューシステム等に関する研究開発を行う機関</u></p> <p><u>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</u> <u>特区計画の認定の日</u></p> <p><u>4 特定事業の内容</u> <u>特別区域内のレスキューロボット等や災害時に活用可能な情報関連機器等のレスキューシステム等に関する研究開発を行う機関が、道路使用許可を得て、特別区域内の公道においてレスキュー関連ロボットの実証実験を行う。</u> <u>特別区域内に所在する研究開発機関、特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構川崎ラボラトリーでは、道路使用許可を得て、特別区域内の公道においてレスキュー関連ロボットの実証実験を行うことが計画されている。</u> <u>【実験の具体例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>屋外の平坦な歩道などで遠隔操作における、無線システムの評価およびマンマシンインターフェースの評価実験を行う。</u></li> <li>・ <u>段差や階段がある不整地において、ロボットの走破性の評価およびマンマシンインターフェースの評価実験を行う。</u></li> </ul>		

変更事項	変更事項の内容			
	頁数	新	頁数	旧
別紙追加 1 0 3		<p><u>5 当該規制の特例措置の内容</u>  <u>本特別区域内には、レスキューロボット等の研究開発を行う特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究所の研究実施拠点「川崎ラボラトリー」が立地し、拠点内に設けたテストフィールド（被災現場を模した実証実験設備）で、レスキューロボット等の実証実験が行われている。</u>  <u>レスキューロボットの中には、段差や階段などの不整地を走行するものや、遠隔操作により動作するものがあるが、これらのロボットが実際の災害時に有効に機能するかを検証するためには、施設内のテストフィールドを用いた実証実験ばかりでなく、屋外での走破性や遠隔操作性の検証を行う必要がある。</u>  <u>本特定事業を実施することにより、より実用度の高いレスキューロボット等の研究開発の促進につながることから、特例措置の必要性や要件適合性があると認められる。</u></p>		
別紙追加 1 1 2 8	1 ~ 2	<p><u>1 特定事業の名称</u>  <u>1 1 2 8 石油化学コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業</u></p>		

変更事項	変更事項の内容			
	頁数	新	頁数	旧
別紙追加 1 1 2 8		<p><u>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</u>  <u>特別区域内の石油化学コンビナート事業所における試験研究施設</u></p> <p><u>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</u>  <u>特区計画認定の日</u></p> <p><u>4 特定事業の内容</u>  <u>特別区域内の石油化学コンビナート事業所が様々な実験方法を試み、研究開発の促進を図るため、試験研究施設の変更工事を行い、実験を行う。</u>  <u>具体的適用例</u>  <u>特別区域内に所在する、旭化成ケミカルズ株式会社川崎製造所では、合成ゴムラテックス製造試験設備を変更して試験を行うことが計画されている。</u>  <u>・合成ゴムラテックス製造試験設備の概要</u>  <u>【試験設備の運転目的】</u>  <u>一般名称で“ラテックス”と呼ばれる、合成ゴムの研究開発を行う。</u></p>		



変更事項	変更事項の内容			
	頁数	新	頁数	旧
別紙追加 1 1 2 8		<p><u>*ラテックス = 合成ゴムを水中に分散させた水乳濁液</u></p> <p><u>【試験設備の概要】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>スチレン、ブタジエン等のモノマーを乳化重合法により共重合させて、合成ゴムラテックスを試験的に製造するための設備。</u></li> <li>・ <u>試験設備は反応釜、原材料タンク、追添ポンプ等の高圧ガス機器により構成されており、高圧ガス保安法に基づいた設備管理を行っている。</u></li> </ul> <p><u>【運転条件】</u></p> <p><u>反応釜容量：約 8 リットル</u></p> <p><u>運転温度：常温 ~ 100</u></p> <p><u>運転圧力：大気圧 ~ 1 Mpa</u></p> <p><u>【安全対策等】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>運転はコンピュータによる自動運転であり、設定した運転条件から逸脱した場合にはインターロックが作動する。</u></li> <li>・ <u>反応釜、混合モノマータンク、追添ポンプには安全弁が設けてあり、圧力の異常に対し内容物の緊急放出を行い、装置の破壊を防ぐ。</u></li> </ul>		

変更事項	変更事項の内容			
	頁数	新	頁数	旧
		<p><u>5 当該規制の特例措置の内容</u></p> <p><u>研究設備・機器開発の過程においては、装置の改良・改造が頻繁であるため、一定の条件下では申請手続きを簡素化することが望ましいと考えられるが、この特例措置によって申請手続きが簡素化される。試験研究の過程においては、開発スピードが重要であり、装置の改良・改造に伴う許可手続きによって研究開発がストップする事態は必要最低限にすることが求められる。試験研究のスピードを確保・加速することが、新たな石油化学製品の供給拠点としての地域振興につながるという観点から、極めて重要である。</u></p> <p><u>また、当該規制の特例措置は、本特別区域内において、コンビナート等保安規則に定められたコンビナート地域内に所在し、県が試験研究施設として認めるものに対して適用することを予定している。</u></p>		